法律第百二十五号）第四十二条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第八条第四項、第十二条第三項及び第十八条第二項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

（特許法施行令の一部改正）

第一条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（特許料）

第八条の二　特許法第百七条第一項の六万千六百円を超えない範囲内で政令で定める額及び四千八百円を超えない範囲内で政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる各年の区分に従い、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。

第一年から第三年まで	四千三百円	三百円
第四年から第六年まで	一万三百円	八百円
第七年から第九年まで	二万四千八百円	千九百円
第十年から第二十五年まで	五万九千四百円	四千六百円

第十二条第一項中「よる第一年」を「より納付すべき特許料のうち、第一年」に改め、「の特許料」及び「同項の規定による」を削り、同条第二項から第五項までの規定中「よる」を「より納付すべき特許料のうち、」に改め、「の特許料」を削る。

（実用新案法施行令の一部改正）

第二条　実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（登録料）

第一条　実用新案法（以下「法」という。）第三十一条第一項の一万八千百円を超えない範囲内で政令で定める額及び九百円を超えない範囲内で政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる各年の区分に従い、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる額とする。

第一年から第三年まで	二千百円	百円
第四年から第六年まで	六千百円	三百円
第七年から第十年まで	一万八千百円	九百円

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）

第三条　法第四十八条の十六第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第四十八条の六第一項及び第二項、法第四十八条の七第一項	国際出願日	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日
法第四十八条の八第三項、法第四十八条の十第三項、法第四十八条の十三の二	第四十八条の四第一項の国際出願日	

法第四十八条の十	同項の国際出願日	
法第四十八条の七第一項及び第二項	国内処理基準時の属する日まで	経済産業省令で定める期間内
法第四十八条の九、法第四十八条の十第四項	第四十八条の四第一項又は	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は
法第四十八条の十第一項	並びに第九条第二項の規定は	の規定は
法第四十八条の十第四項	第四十八条の四第六項若しくは	と
	第四十八条の四第一項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する決定の時若しくは
		第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは
法第四十八条の十二	第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（同条第六項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）	第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から経済産業省令で定める期間内
法第四十八条の十三	第四十八条の四第六項に規定する国内処理基準時を経過した後	第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
法第四十八条の十四	第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願	外国語でされた国際出願
特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十四条の九第六項	特許権の設定の登録がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの	実用新案権の設定の登録がされた出願に係るもの
特許法第百八十四条の十二第一項	日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により外国語特許出願については第百八十四条の四第一項又は第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後	実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
特許法第百八十四条の十四	国内処理基準時の属する日後	